

# 青森県報

第四千二十七号

平成二十七年  
七月二十九日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……四

## 告 示

青森県告示第五百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届け出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	施設の種類	変 更 日
				年月日

変更前	介護老人保健施設 郷メデイエルデブラ
変更後	八戸市南郷区大字島 守字阿庄内一五の六 八戸市南郷大字島守 字阿庄内一五の六
施設	介護老人保健
平成	二七・四一

青森県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	株式会社あ うら	青森市大字 幸畑二丁目 六の一〇	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン ス の り み	弘前市大 字一〇 の二 一	平成 二七・ 七一
変更後	八戸市長	八戸市南郷 区大字島 守字久保 二五の三 梨子ノ久 保字三	居宅療養 管理指導	八戸市国民 健康保険 所	八戸市大 字一〇 の二 一	二七・ 四一
変更前	青森市大 字幸畑二 丁目六の 一〇	八戸市南 郷区大字 島守字久 保二五の 三	訪問介護	ヘルパ ーシ ョ ン ス の り み	弘前市大 字一〇 の二 一	平成 二七・ 七一
変更後	八戸市長	八戸市南郷 区大字島 守字久保 二五の三 梨子ノ久 保字三	居宅療養 管理指導	八戸市国民 健康保険 所	八戸市大 字一〇 の二 一	二七・ 四一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	医療法人南 六会	"	"	"
"	"	"	"	"	"	野八戸市小 五一丁目四 二	八戸市南郷 大字守字 二五の三保	八戸市南郷 大字守字 二五の三保	八戸市南郷 大字守字 二五の三保
短期介護 療養所	通所リハ ビヨントー	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	認知症対 応型共同 生活介護	"	"	"
介護施設 老人保健 センター	南六ク リ	デイサー ビスター なごむ	デイサー ビスター なごむ	デイサー ビスター なごむ	デイサー ビスター なごむ	グループ ホームさ い	健康保険 診療所 科	健康保険 診療所 科	健康保険 診療所 科
八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五	八戸市南郷 大字守字 一五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

区分	介護予防防事業者
名称	介護予防防事業者
主たる所在地	介護予防防事業者
事業の種類	介護予防防事業者
名称	介護予防防事業所
所在地	介護予防防事業所
変更年月日	介護予防防事業所

平成二十七年七月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五百六十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	株式会社杏 苑	株式会社杏 苑	株式会社杏 苑	株式会社杏 苑
"	"	黒石市大字 牡丹平字福 西七四の二	黒石市大字 牡丹平字福 西七四の二	黒石市大字 牡丹平字福 西七四の二	黒石市大字 牡丹平字福 西七四の二
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
あんずの里 デイシヨ ン	あんずの里 デイシヨ ン	訪問看護 あんずの里	訪問看護 あんずの里	訪問看護 あんずの里	訪問看護 あんずの里
黒石市大字 牡丹平字福 西七七	黒石市大字 牡丹平字福 西七七	黒石市大字 牡丹平字福 西七七	黒石市大字 牡丹平字福 西七七	黒石市大字 牡丹平字福 西七七	黒石市大字 牡丹平字福 西七七
"	"	三 七 六 一	三 七 六 一	三 七 六 一	三 七 六 一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	医療法人南 六会	"	八戸市長	"	株式会社あ うら	"
"	"	"	"	野八戸市小中 の五二丁目四	"	八戸市南郷 大字久守郷 大字久守郷 大字久守郷	保字区八戸市南郷 二梨字区八戸市南郷 五の三	青森市大字 幸畑二丁目 の〇	"
介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護予防 センター
二南六クリ ツク	なごむ サービス	なごむ サービス	なごむ サービス	グルー ムサービス	グルー ムサービス	八戸市国民 健康保険南 郷診療所	八戸市国民 健康保険南 郷診療所	ヘルパ ーシヨ ン	ヘルパ ーシヨ ン
八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	八戸市南郷 大字久守郷 の六	弘前市大字 五〇の二 田五〇七 七の稲	弘前市大字 〇の二 一丁目
"	"	"	"	"	"	三 四 一	三 四 一	平成 二七 年	平成 二七 年

青森県告示第五百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定によ

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	株式会社杏 苑	株式会社杏 苑	株式会社 フアイ マ	株式会社 フアイ マ	"	"
"	"	黒石市大字 牡丹平福 の二	黒石市大字 牡丹平福 の二	東京都世 田五 谷代沢 丁目二 の五	東京都世 田五 谷代沢 丁目二 の五	"	"
訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	介護予防 センター	介護予防 センター	介護期 養老 施設 の	介護期 養老 施設 の
あんずの 里	あんずの 里	あんずの 里	あんずの 里	スマイル 薬局	スマイル 薬局	介護 施設 の	介護 施設 の
黒石市大字 牡丹平福 の一	黒石市大字 牡丹平福 の一	黒石市大字 牡丹平福 の一	黒石市大字 牡丹平福 の一	八戸市南郷 大字久守郷 の〇	八戸市南郷 大字久守郷 の〇	八戸市南郷 大字久守郷 の〇	八戸市南郷 大字久守郷 の〇
"	"	三 六 一	三 六 一	"	"	"	"

り告示する。

平成二十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居宅介護支援事業者
株式会社杏苑		医療法人南六会		主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	八戸市小中野一丁目四の五	なんろく居宅介護支援事業所	所在地	居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所あんずの里		八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六		所在地	居宅介護支援事業所
黒石市大字牡丹平字福民西七七の二	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	八戸市南郷区大字島守字阿庄内一五の六	平成二七・四・一	変更年月日	

青森県告示第五百六十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川岩木川水系赤川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年七月二十九日

三 廃川敷地等の位置

青森市浪岡大字浪岡字松嶋六六の一 地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 三六〇・五三平方メートル

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭